三木市の人事行政の運営等の状況について公表します

◆職員の任免

職員の採用・退職の状況(R4.4.1～R5.3.31)

職種	人数(人)	
	採用	退職
一般行政職	24	30
消防職	4	9
教育職	0	4
技能労務職	2	9
合計	30	52

◆給与・定員管理

1　総括

(1)経常収支比率の状況(普通会計決算)

年　度	R2	R3	R4
経常収支比率	94.7%	87.6%	93.3%
うち人件費の占める割合	27.6%	25.4%	26.5%

(2)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R5.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) R3年度の人件費率
R4 年度	人 74,872	千円 34,825,129	千円 394,309	千円 5,863,924	% 16.8	% 16.6

(3)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当り給与費 B／A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計　B	
R4 年度	人 522	千円 1,928,110	千円 517,343	千円 722,349	千円 3,167,802	千円 6,069

2　給料、初任給等の状況

(1)一般行政職職員の平均給料月額等

(令和5年4月1日現在)

団体名	三　木　市
平均年齢(歳)	43.5
平均給料月額(円)	314,200

(2)職員の初任給

(令和5年4月1日現在、単位:円)

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職	国の制度	
					一般行政職	技能労務職
高校卒	164,100	169,800	185,200	―	154,600	151,900
大学卒	191,700	―	209,300	205,800	185,200	―

※ 人事院勧告による給料改定(遡及適用)前の金額を記載

（3）一般行政職職員の経験年数別、学歴別平均給料月額

（令和5年4月1日現在、単位：円）

区分	経験年数（年）				
	10 ～ 15	15 ～ 20	20 ～ 25	25 ～ 30	30 ～ 35
高校卒	277,700	－	334,800	372,600	394,400
大学卒	294,800	340,900	365,700	385,400	400,000

（4）ラスパイレス指数

（各年４月１日）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
指数	100.1	99.7	100.0	100.7	101.0

（5）年収の分布

（行政職給料表適用者、全ての会計）

年収区分	R4	
	人数(人)	割合(%)
1,000万円以上	1	0.2
900万円～999万円	5	1.0
800万円～899万円	78	15.3
700万円～799万円	102	20.0
600万円～699万円	83	16.2
500万円～599万円	58	11.3
400万円～499万円	103	20.1
300万円～399万円	55	10.8
300万円未満	26	5.1
合計	511	100.0

※年収には給料のほか、諸手当（超勤手当等）を含む。（令和4年1月～12月分）

※休職中の職員等も含む。

（6）役職別平均年収

（行政職給料表適用者、全ての会計、単位：万円）

区分	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	増減 R4-H30
部長・理事級（7・8級）	884	888	864	872	837	△ 47
課長・副課長級（6級）	808	808	803	811	800	△ 8
課長補佐・係長級（4～5級）	776	780	764	758	732	△ 44
一般職（1～3級）	485	471	467	468	461	△ 24
全体	648	627	611	611	599	△ 49

(7)技能労務職の給与等

（令和5年4月1日現在）

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢(歳)	人数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(A)(円)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(B)(円)	A/B
三木市	55.2	31	301,503	360,944	－	－	－	－
うち清掃職員	53.7	24	314,567	384,479	産業廃棄物焼却処理作業員	48.2	276,300	1.39
うち用務員	60.1	7	256,714	280,253	学校用務員	49.6	247,300	1.13
国	51.2	1,941	286,942	329,178	－	－	－	－

※民間データは、令和4年賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(一般労働者)を使用している。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※国データは、令和5年国家公務員給与等実態調査において公表されているデータ(行政職俸給表(二))を使用している。

3　等級別職員数

（行政職給料表適用者、令和5年4月1日現在）

等級	基準となる職務	人数(人)	割合(%)
1級	主事、技師、保育士	32	6.3
2級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士	134	26.3
3級	主任、これに相当する保育士	119	23.3
4級	係長、主査、主任保育士	114	22.4
5級	課長補佐、室長補佐、所長補佐	18	3.5
6級	政策主幹、消防次長、室長、課長、所長、議会事務局次長、主幹、副室長、副課長、副所長	78	15.3
7級	参与、部長、消防長、議会事務局長、参事、次長	15	2.9
8級	理事、技監	0	0
合計		510	100.0

昇給の勤務成績への反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価（目標管理）を実施し、評定結果を昇給に反映しています。

4　職員手当の状況

（1）期末・勤勉手当　　（市長・副市長・教育長を除く）

三木市（令和4年度一般会計決算）	
1人当たり平均支給額	1,383,810　円
支給月数	期末手当　2.40　月分　　勤勉手当　2.00　月分
加算措置の状況	役職に応じた加算を行っています。

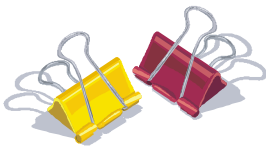

勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価（目標管理）を実施し、評定結果を勤勉手当に反映しています。

（2）退職手当（令和5年4月1日現在）

	自己都合	定年・勧奨
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3%～45%加算	
※ 1人当たり平均支給額	53 万円	2,051 万円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る正規職員について、兵庫県市町村職員退職手当組合から支給された退職手当の平均額を記載

（3）地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度一般会計決算）			62,828 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			120 千円
支給対象地域	支給率	支給職員数(一般会計)	国の制度（支給率）
市内全域	3 %	522 人	3 %

（4）特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度一般会計決算）	108,252 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	20.6 %
手当の種類（手当数）	7

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務		左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務に従事する職員		日額200円
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事する職員		日額500円
感染症防疫手当（特例）	新型コロナウイルス感染症の防疫に従事する職員		1件につき500円～4,000円
清掃手当	清掃処理業務に従事する職員	ごみ処理業務	日額550円
		その他の汚物処理作業	日額400円
処置手当	行旅病人及び行旅死亡人の処置作業に従事する職員		1件につき1,000円～1,500円
特殊自動車運転手当	ブルドーザ、パワーショベル、コンパクタ等の特殊自動車の運転に従事する職員		日額500円
夜間特殊勤務手当	消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務とし、午後10時から翌日午前5時までの間に通信勤務、受付勤務等の深夜勤務に従事する職員		1勤務につき980円
救急出動手当	救急業務に従事する消防職員		1件につき200円 （救急救命士の資格を有する者は300円）

（5）超過勤務手当

支給実績（令和4年度一般会計決算）	237,096　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	566　千円
支給実績（令和3年度一般会計決算）	275,586　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	622　千円

（6）管理職手当

支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度一般会計決算）	72,540千円
支給職員数（令和4年度一般会計決算）	93人
支給職員数の割合	17.7%

（7）その他の手当（令和5年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）
扶養手当	1　子　10,000円 2　その他扶養親族　6,500円 3　満16歳から満22歳までの子1人につき　5,000円を加算	同		64,182　千円	276,648　円
住居手当	1　借家　16,000円を超える家賃につき、100円 ～ 28,000円	同		24,141　千円	294,404　円
通勤手当	1　交通機関利用者　運賃等相当額（55,000円を限度） 2　自動車等利用者　片道2km以上（2,000円 ～ 31,600円）	同		42,590　千円	90,424　円

5　特別職の状況

（1）特別職の報酬等（R4.1～R4.12）

職　名	報酬月額等	期末手当等 （支給割合）	年収(万円)
市　長	980,000円	4.4月	1,672
副市長	830,000円		1,416
教育長	710,000円		1,211
議長	554,000円		945
副議長	478,000円		815
議員	423,000円		722

※「年収」欄は、それぞれの役職を1年間務めた場合に支給される金額です。

6　職員数の状況

（1）職員数の推移

（人）

	H31	R2	R3	R4	R5	R5－H31	
						人数(人)	割合(%)
一般行政	302	320	325	326	325	23	7.6
教育	94	96	99	96	95	1	1.1
消防	95	99	103	103	99	4	4.2
普通会計計	491	515	527	525	519	28	5.7
公営企業等会計計	60	58	53	53	53	△ 7	△ 11.7
合計	551	573	580	578	572	21	3.8

※　各年4月1日現在の職員数

（2）部門別職員数の状況と主な増減理由

区　分		職　員　数（人）		対前年増減数	主な増減理由
部　門		令和4年	令和5年		
一般行政	議　会	5	5	0	
	総　務	100	98	△ 2	市民交流係・生涯活躍のまち推進係の統合による
	税　務	23	21	△ 2	税務業務の適正化
	民　生	58	59	1	福祉関連業務の適正化
	衛　生	64	64	0	
	労　働	1	1	0	
	農　水	20	21	1	農地整備課の新設による
	商　工	14	14	0	
	土　木	41	40	△ 1	土木関連業務の適正化
	計	326	323	△ 3	
特別行政	教　育	96	95	△ 1	校務員業務の適正化
	消　防	95	94	△ 1	消防事業の適正化
	計	191	189	△ 2	
	水　道	17	17	0	
	下水道	8	8	0	
	その他	28	28	0	
	計	53	53	0	
総　計		570	565	△ 5	

（注）職員数は一般職に属する正規職員数であり、休職者や派遣職員などを含み、再任用短時間勤務職員等を除きます。

ｦ。

（3）年齢別職員数の状況

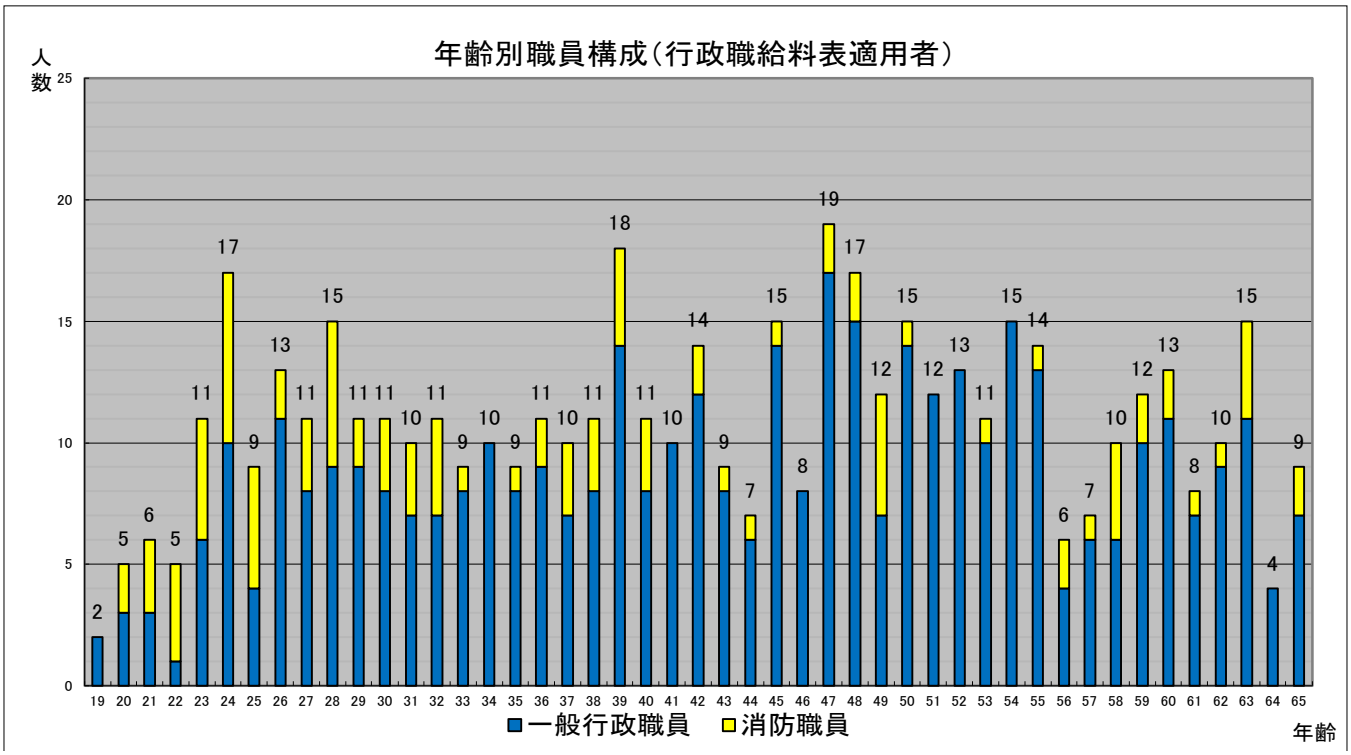

職員数は、令和5年1月1日現在。年齢は、令和5年3月31日現在。再任用職員含む。

7　非常勤職員数の状況（普通会計）

年	職員数(人)
R5	532
R4	520

※ 各年4月現在

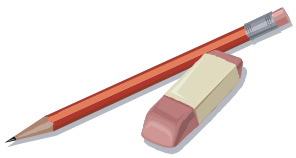

◆職員の分限及び懲戒処分

（1）分限処分者数（R4.4.1～R5.3.31）　　19 件

（2）懲戒処分者数（R4.4.1～R5.3.31）　　2 件

※発令件数

◆職員の休暇

(1) 年次有給休暇の取得状況（R4.1.1～R4.12.31）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数
11,104	2,830	303	9.3

(2) 育児休業の状況（R4.4.1～R5.3.31）

区　　分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	4人	2人
前年度から引き続いている者	1人	7人

◆勤務条件に関する措置の要求

（R4.4.1～R5.3.31）

継続件数	措置要求件数
0	0

◆不利益処分に関する不服申立

（R4.4.1～R5.3.31）

継続件数	審査請求
0	0

◆職員の福利厚生

地方公共団体は地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を立て、実施することが義務付けられています。三木市においては下記の事業を実施しています。

（1） 兵庫県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合では、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（厚生年金）、福祉事業（貸付、保養所運営等）を行っています。これらの事業は、法令の定めに基づき、組合員（職員）が納める掛金と、市が納める負担金で運営されています。

（2）三木市職員互助会

職員の相互共済と福祉の増進を図るため、職員互助会を設置しています。互助会では、元気回復や健康増進を図るための事業を行っています。これらの事業は、会員（職員）の掛金で運営されています。市の負担金は入っていません。

（3）健康診断の実施

職員の健康管理のため、定期健康診断や、腰痛・胃部・VDT・特定業務従事者健診（深夜勤健診等）などの健診を実施しています。また、心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルス対策として、臨床心理士による相談、ストレスチェック、職員研修などを実施しています。

（4）職員福利厚生健康増進助成金交付事業

職員の健康維持及び安定した公務遂行を図るため、予防検診やインフルエンザワクチン接種を受けた場合において、費用の一部（上限2,000円／年）を助成しています。

◆職員研修

市町村は必要な行政改革の推進を図りつつも、サービス水準の維持や質の向上を図っていく必要があります。
そのために、公務員倫理や人権感覚の涵養、あるいは接遇向上を図ることはもとより、職員一人ひとりの資質や能力を高め、市民満足度の高い行政サービスをめざし職員研修を実施しています。

（1）職員研修の状況

（令和4年度）

研修課程		研修対象者	受講者数	備考
基本研修	新任職員研修（前期）	令和4年度新規採用職員	16	
	新任職員研修（後期）	令和4年度新規採用職員	17	
	採用予定者通信研修	令和5年度新規採用予定職員	25	
	人権研修	全職員	689	
		新任職員・前期	16	
		新任職員・後期	17	
		人権研修推進員	61	
		職場内人権研修	1377	
特別研修	副市長研修	令和4年度新たに役職についた管理・監督職	53	
	カスタマーハラスメント研修	各所属2名程度	62	
	手話研修	採用2、3年目職員	49	
派遣研修	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	78	17コース
	播磨内陸広域行政協議会	実務担当職員等	67	9コース
	兵庫県市町振興課	実務担当職員等	4	4コース
	兵庫県市町村振興協会	実務担当職員等	27	5コース
	NOMA（日本経営協会）	実務担当職員等	14	14コース
	JIAM（全国市町村国際文化研修所）	実務担当職員等	4	4コース
	市町村アカデミー	実務担当職員等	1	1コース
	その他	実務担当職員等	18	14コース